

財産3分法ファンド (不動産・債券・株式) 毎月分配型



[ファンドの概要]

設定日 : 2003年8月5日

決算日 : 原則毎月10日 (休業日の場合は翌営業日)

信託期間 : 無期限

収益分配 : 決算日毎

[ファンドの特色]

1. 投資信託証券への投資を通じて、3つの異なる資産(不動産、債券および株式)に分散投資します。
2. 原則として、各資産への投資比率は、不動産等25%:債券50%:株式25%を目処とします。
3. 原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

運用実績

※当レポートでは基準価額および分配金を1万口当たりで表示しています。
 ※当レポートのグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
 ※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。

< 基準価額の推移 (設定来) >



※基準価額は、信託報酬(後述の「手数料等の概要」参照)控除後の値です。
 ※分配金込み基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

< 基準価額の騰落率 >

基準価額	4,139円	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
純資産総額	3,723.63億円	-1.92%	0.30%	0.38%	2.85%	12.60%	106.63%

※基準価額の騰落率は、分配金(税引前)を再投資し計算しています。

< 分配金実績 (税引前) と決算日の基準価額 >

	設定来合計	直近12期計	18-6-11	18-7-10	18-8-10	18-9-10	18-10-10
分配金	10,960円	600円	50円	50円	50円	50円	50円
基準価額	—	—	4,596円	4,576円	4,494円	4,400円	4,465円
	18-11-12	18-12-10	19-1-10	19-2-12	19-3-11	19-4-10	19-5-10
分配金	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円
基準価額	4,378円	4,303円	4,154円	4,220円	4,205円	4,238円	4,141円

※基準価額は、信託報酬(後述の「手数料等の概要」参照)控除後の値です。

投資信託は、値動きのある資産(外貨建資産は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めたいことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

財産3分法ファンド (不動産・債券・株式) 毎月分配型

<ファンドと対象資産の価格推移> (設定日の前営業日を100として指数化)



<ファンドと対象資産の価格推移>グラフ

※「ファンド」は分配金込み基準価額です。

※各資産の内容は以下の通りです。各資産の推移は、あくまでも参考情報であり、当ファンドの基準価額の推移を示すものではありません。

不動産投信:「東証REIT指数(配当込み)」

債券:「ブルームバーグ・バークレイズ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)」と「FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」の日次騰落率を7:3の比率で合成して計算した指数
なお、2012年6月以降2018年4月までは、「ブルームバーグ・バークレイズ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)」と「シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」の日次騰落率を7:3の比率で合成して計算した指数、2012年6月以前は「シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」

株式:「日経平均株価(225種・東証)」

<ファンドと対象資産の価格推移>グラフおよび次頁<各資産の参考利回り>

※FTSE世界国債インデックスは、前日(土、日等を除く)のドルベースインデックスを当日のファンドで採用しているレートで円換算しており、投資信託の基準価額算出方式に合わせています。

※東証REIT指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

ブルームバーグ・バークレイズ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックスに関する一切の独占的権利は、ブルームバーグ・フィナンシャル・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーに帰属します。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関する全ての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。日経平均株価に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。

※不動産投信(REIT)とは、不動産を投資対象とする投資法人あるいは投資信託であり、当ファンドの投資対象は金融商品取引所上場の不動産投信です。

投資信託は、値動きのある資産(外貨建資産は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

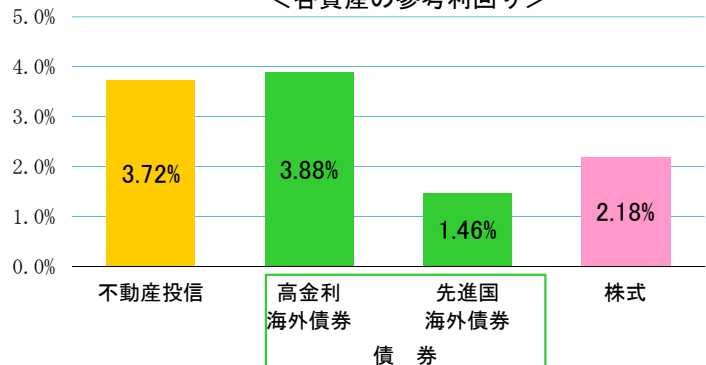
財産3分法ファンド
(不動産・債券・株式) 毎月分配型

<資産構成比>

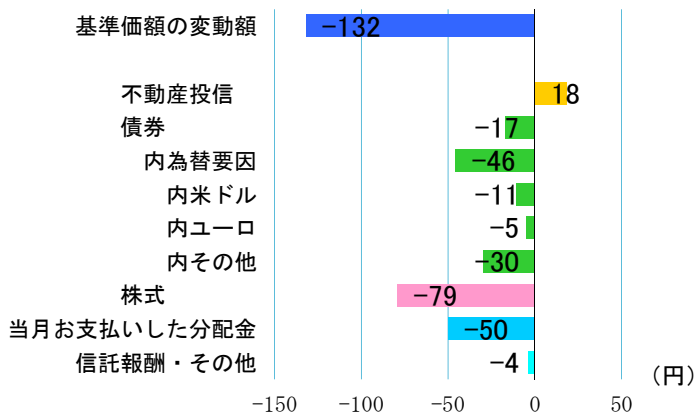
不動産投信	25.6%
債券	47.9%
うち高金利海外債券	32.9%
うち先進国海外債券	15.0%
株式	23.8%
現金その他	2.7%

※「資産構成比」は、対純資産総額の比率です。

<各資産の参考利回り>



<基準価額騰落の要因分解 (月次ベース) >



※信頼できると判断した情報をもとに日興アセットマネジメントが作成。
 ※各資産の利回りは、基準日時点で以下の指数を構成する資産の平均の利回りを掲載しています。
 不動産投信：東証REIT指数(実績分配金利回り)
 債券：高金利海外債券
 ブルームバーグ・バークレイズ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)(最終利回り)
 先進国海外債券
 FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)(最終利回り)
 株式：日経平均株価(実績配当利回り)
 ※各資産のリスク特性はそれぞれ異なるため、利回りだけで比較できるものではありません。

※上記の要因分解は、概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。傾向を知るための参考値としてご覧下さい。

※「債券」およびその内訳については、「高利回りソブリン債券インデックスファンド」「海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド」の2本のファンドの要因を合算して表示しています。

運用成果について

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

当ファンドは、「不動産」、「債券」および「株式」の3つの異なる資産に分散投資を行ない、インカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざすファンドです。当ファンドでは、「不動産」は金融商品取引所に上場している不動産投信、「債券」は「高利回りソブリン債券インデックスファンド」と「海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド」、そして「株式」は「日本株式インデックス225マザーファンド」に投資します。各資産の基本組入比率は、「不動産」25%、「債券」50%、そして「株式」25%を目処としています。なお、「債券」の基本組入比率については、「債券」50%のうち「高利回りソブリン債券インデックスファンド」35%、「海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド」15%を目処としています。

不動産投信への投資にあたっては、原則として不動産投信市場全体の値動きを概ねとらえるために、東証REIT指数と同じ様な個別銘柄の時価構成比を持つポートフォリオを構築します。また、不動産投信の新規上場など東証REIT指数の採用銘柄に追加・変更があった場合は、基本的に東証REIT指数への追加・変更タイミングに応じて対象不動産投信の売買を実施します。

当月のパフォーマンスは、「不動産」はプラスとなったものの、「債券」および「株式」のマイナスにより、前月末比マイナス1.92%(分配金を含む)となりました。今後も当初の運用方針を継続し、3つの異なる資産に分散投資を行ない、インカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざします。

当月の「不動産」、「債券」および「株式」の参考指数の動きは、「不動産」では東証REIT指数(配当込み)が前月末比プラス1.75%、「債券」では世界の高利回り国の債券市場の参考指数であるブルームバーグ・バークレイズ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)は前月末比マイナス0.84%、世界の主要国の債券市場の参考指数であるFTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)も前月末比マイナス0.89%、「株式」では日経平均株価が前月末比マイナス7.45%となりました。

各資産の市場概況は、次ページ以降をご覧ください。

投資信託は、値動きのある資産(外貨建資産は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めたいことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

財産3分法ファンド (不動産・債券・株式) 毎月分配型

<各資産の運用目標と市場概況>

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、
将来の市場環境の変動等により変更される
場合があります。

不動産投資信託

◎運用目標

金融商品取引所に上場している不動産投信に投資します。不動産投信への投資にあたっては、原則として、不動産投信市場全体の値動きを概ねとらえることをめざします。

◎不動産投信市況

不動産投信市場は、オフィス市況が好調さを維持しているなど国内不動産市況が回復傾向にあることや、国内長期金利の低下、J-REITの再編機運の高まりによる市場活性化への期待感を背景に下旬にかけて概ね上昇傾向で推移しました。その後、資金が市場へ流入基調となる一方、高値警戒感も台頭したことからもみ合いの動きとなり、不動産投信市場は前月末比で上昇となりました。

<不動産投信・組入上位10位> (銘柄数 63銘柄)

銘柄名	比率
1 日本ビルファンド投資法人 投資証券	7.5%
2 ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	6.8%
3 野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	5.5%
4 日本リテールファンド投資法人 投資証券	4.3%
5 ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	4.1%
6 オリックス不動産投資法人 投資証券	4.1%
7 大和ハウスリート投資法人 投資証券	3.6%
8 日本プロロジスリート投資法人 投資証券	3.3%
9 アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	3.2%
10 GLP投資法人 投資証券	3.1%

※比率は、対組入不動産投信時価総額です。

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、
将来の市場環境の変動等により変更される
場合があります。

株式

◎運用目標

「日本株式インデックス225マザーファンド」への投資を通じて、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、日経平均株価(225種・東証)の動きに連動する投資成果をめざします。

◎国内株式市況

国内株式市場は、米中の貿易摩擦の緩和期待が後退したことや、それらを受けた欧米の株式市場の下落傾向を背景に下落傾向で始まりました。中旬には、日本の経済対策への期待感などから堅調な展開となりましたが、下旬にかけては米中の貿易摩擦を始めとした両国間の対立が世界経済に深刻な影響を与えるとの懸念から、国内株式市場は再び下落傾向で推移しました。その後、米国とメキシコの間での貿易摩擦の警戒感も台頭したことに伴って軟調な展開が続き、国内株式市場は前月末比で下落となりました。

<株式・組入上位10位> (銘柄数 225銘柄)

銘柄名	業種	比率
1 ファーストリテイリング	小売業	11.2%
2 ソフトバンクグループ	情報・通信業	5.5%
3 ファナック	電気機器	3.3%
4 KDDI	情報・通信業	3.0%
5 東京エレクトロン	電気機器	2.6%
6 京セラ	電気機器	2.4%
7 ダイキン工業	機械	2.4%
8 テルモ	精密機器	2.2%
9 ユニー・ファミリーマートホールディングス	小売業	1.9%
10 リクルートホールディングス	サービス業	1.9%

※比率は、当マザーファンドの対組入株式時価総額です。

<株式組入上位5業種>

業種	比率
1 電気機器	17.5%
2 小売業	14.8%
3 情報・通信業	11.7%
4 化学	8.4%
5 医薬品	7.8%

※比率は、当マザーファンドの
対組入株式時価総額です。

投資信託は、値動きのある資産(外貨建資産は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めいただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

財産3分法ファンド
(不動産・債券・株式) 毎月分配型

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

債券

◎運用目標

「高利回りソブリン債券インデックスファンド」への投資を通じて世界の高利回り国の債券市場の動きを、また、「海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド」への投資を通じて世界の主要国の債券市場の動きを、それぞれ概ねとらえることをめざします。

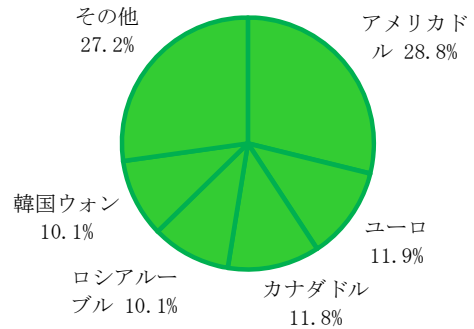
◎海外債券・為替市況

海外高利回り国の債券市場は、米国の長期金利の低下基調などを受け、利回りの相対的な魅力度を投資家が選好したことから全体として新興国各国で月間ベースで堅調な動きとなりました。海外主要国の債券市場は、世界景気の減速懸念を受けて安全資産としての債券を買う動きが強まったことなどを背景に、月を通して概してユーロ圏、米国ともに堅調な動きで推移しました。

為替市場は、米中の貿易摩擦の激化などを受けたリスク回避による円を買う動きから、全体として円は対高利回り通貨で月間ベースで円高基調となりました。また円は対主要国通貨で、米中の貿易摩擦の緩和期待が後退したことなどを背景に、対アメリカドル、対ユーロともに円高傾向で始まりました。中旬以降、日本株式市場の堅調な展開に伴ないやや円安基調となりましたが、下旬にかけては米国の景況感の悪化、イタリヤ財政の悪化への懸念などを背景に再び円高傾向となりました。結局、円は対主要国通貨で月間ベースで、対アメリカドル、対ユーロを初め他の主要通貨に対しては円高基調となりました。

海外高利回り国の債券市場が堅調な展開であったものの、為替市場が円高となったため、世界の高利回り国の債券市場の参考指数は前月末比で下落しました。また、海外主要国の債券市場も堅調な展開となったものの、為替市場が円高となったため、世界の主要国の債券市場の参考指数も前月末比で下落しました。

＜公社債通貨別組入比率＞
(債券全体)



※比率は「高利回りソブリン債券インデックスファンド」および「海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド」の組入公社債時価総額の合算値に対する比率です。

高利回りソブリン債券インデックスファンド

＜公社債通貨別組入上位5通貨＞

通貨	比率
1 アメリカドル	20.3%
2 カナダドル	16.3%
3 ロシアルーブル	14.8%
4 韓国ウォン	14.7%
5 オーストラリアドル	13.2%

※比率は、当外国投資信託の対組入公社債時価総額です。

＜公社債
残存年数別構成比＞

残存年数	比率
1年未満	1.5%
1～3年	25.4%
3～7年	29.6%
7～10年	19.1%
10年以上	24.4%

平均残存年数 7.98年

平均格付 AA-

※格付はMoody's、S&P、Fitchの順に優先して適用しています。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド

＜公社債通貨別組入上位5通貨＞

通貨	比率
1 アメリカドル	47.6%
2 ユーロ	38.1%
3 イギリスポンド	6.5%
4 オーストラリアドル	2.0%
5 カナダドル	2.0%

※比率は、当マザーファンドの対組入公社債時価総額です。

平均残存年数 8.58年

平均格付 AA+

※格付はMoody's、S&P、Fitchの順に優先して適用しています。
※平均格付とは、データ基準日時点で当マザーファンドが保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当マザーファンドに係る信用格付ではありません。

投資信託は、値動きのある資産(外貨建資産は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めたいことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

■お申込みメモ

商品分類	追加型投信／内外／資産複合
購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
信託期間	無期限(2003年8月5日設定)
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金価額	販売会社の営業日であっても、購入・換金の申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込不可日	
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
課税関係	原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。 ※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ※配当控除の適用はありません。 ※益金不算入制度は適用されません。

■手数料等の概要

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

<申込時、換金時にご負担いただく費用>

購入時手数料	購入時の基準価額に対し 3.24%*(税込) 以内 *消費税率が10%になった場合は、 3.3% となります。 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。 《ご参考》 (金額指定で購入する場合) 購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額(お支払いいただく金額)となるよう購入口数を計算します。 例えば、100万円の金額指定で購入する場合、指定金額の100万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当ファンドの購入金額とはなりません。 ※上記の計算方法と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 (口数指定で購入する場合) 例えば、基準価額10,000円のときに、購入時手数料率3.24%*(税込)で、100万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。 購入金額=(10,000円/1万口)×100万口=100万円、購入時手数料=購入金額(100万円)×3.24%*(税込)=32,400円となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額132,400円をお支払いいただくこととなります。 *消費税率が10%になった場合は、上記例示の購入時手数料率(税込)は3.3%になり、それに基づき計算される金額も増加します。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	換金時の基準価額に対し 0.3% <信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対し 年率1.026%*(税込) *消費税率が10%になった場合は、 1.045% となります。
その他の費用・手数料	監査費用、組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■委託会社、その他関係法人

委託会社：日興アセットマネジメント株式会社

受託会社：野村信託銀行株式会社

販売会社：販売会社については下記にお問い合わせください。

日興アセットマネジメント株式会社

[ホームページ] www.nikkoam.com/

[コールセンター] 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

■お申込みに際しての留意事項

○リスク情報

- ・ 投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
 - ・ 当ファンドは、主に不動産投信、債券および株式を実質的な投資対象としますので、不動産投信、債券および株式の価格の下落や、不動産投信、債券および株式の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。
- 投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・ 不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。

- ・公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- ・株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- ・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- ・投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

- ・一部の資産を除き、原則として、為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一部の資産において、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

○その他の留意事項

- ・当資料は、投資者の皆様へ「財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型＜愛称：財産3分法ファンド＞」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- ・投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。

設定・運用は 日興アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○
株式会社秋田銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第2号	○		
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		○
株式会社阿波銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第1号	○		
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○		
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○		○
池田泉州T T証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○		
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○		
SMB C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○
株式会社大分銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第1号	○		
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第52号	○	○	
沖縄県労働金庫	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第8号			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○		
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○		○
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○		
九州労働金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第39号			
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○
株式会社さらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	○		
近畿労働金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第90号			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○		
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第43号	○		
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○		○
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第1号	○		
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○		
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第3号	○		
四国労働金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第26号			
静岡県労働金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第72号			
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第5号	○		○
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第37号	○		
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○		○
十六T T証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○		
株式会社荘内銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第6号	○		
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○		○
株式会社親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○		
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○		
株式会社第三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	○		
株式会社第四銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○		○
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○		
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第40号	○		
中央労働金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第259号			
中国労働金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第53号			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○
東海労働金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第70号			
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○		
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第36号	○		
東北労働金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第68号			
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第60号	○		
株式会社徳島銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第10号	○		
株式会社栃木銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第57号	○		
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第3号	○		
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第1号	○		

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会				
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
株式会社長崎銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第11号	○			
長野県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第268号				
新潟県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第267号				
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
西日本シティT T証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○	
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○		○	
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	○	○		
浜銀T T証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○			
株式会社肥後銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社肥後銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○		○	
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			
株式会社福井銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社北都銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第10号	○			
ほくほくT T証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○			
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社北洋銀行 (委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社)	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第3号	○		○	
北洋証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	○			
北陸労働金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第36号				
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
北海道労働金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第38号				
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
株式会社みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第11号	○			
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	○		○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○		
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○		○	
株式会社南日本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第8号	○			
株式会社宮崎銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第5号	○			
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○			
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○		○	
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○		○	
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
株式会社琉球銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第2号	○			
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○			

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

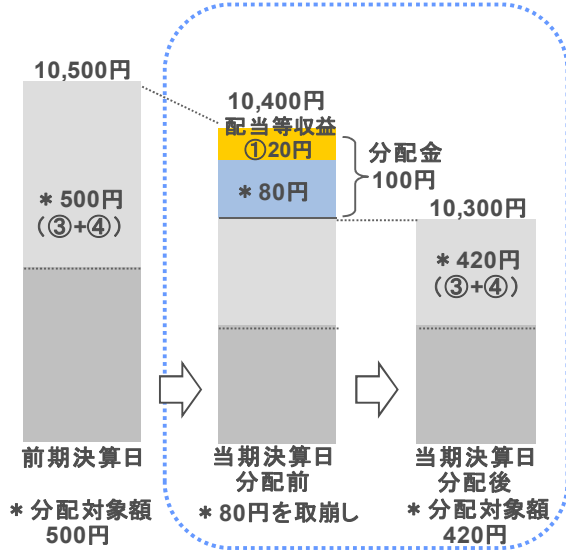
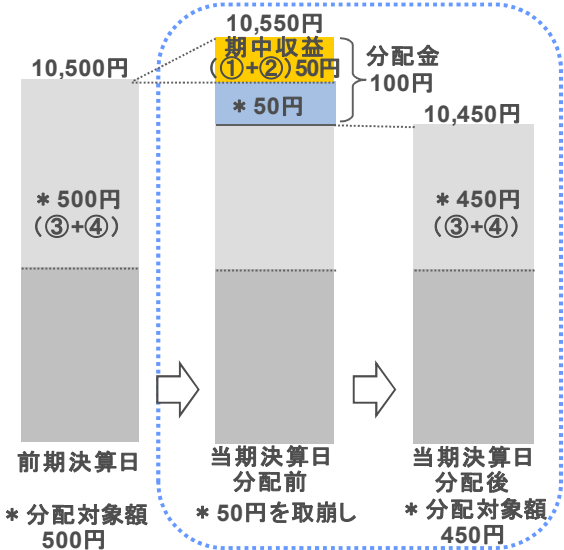
投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

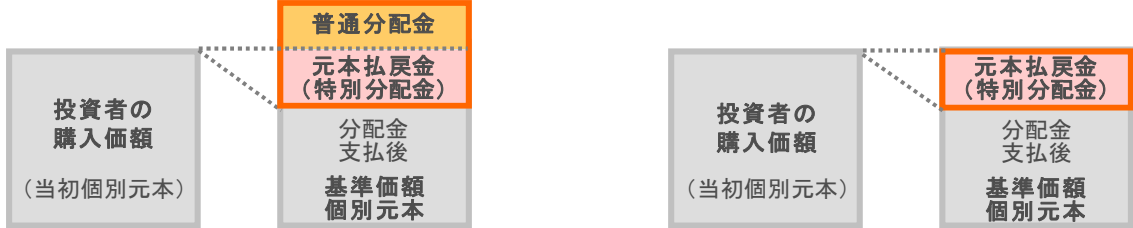
前期決算から基準価額が上昇した場合 前期決算から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
 ※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金 (特別分配金) : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。